

令和3年度 第1回あさぎり苑生活環境保全委員会 議事録(公開用)

件名	令和3年度 第1回あさぎり苑生活環境保全委員会 議事録(公開用)
日時	令和3年10月29日(金) 13:30~15:10
場所	あさぎり苑会議室
出席者	出席委員 7名 事務局 5名
記録作成者	上下水道部下水道課あさぎり苑 杉谷 直哉
内 容	
<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>・男女共同参画プランの促進により、2名の女性委員が新たに就任され、東岡屋自治会推薦委員の交代により、副会長を互選により選任。</p> <p>3 議事</p> <p>(1)環境測定結果について</p> <p>○質疑応答</p> <p>(A 委員)</p> <p>乾燥設備の着火から汚泥投入までの時間について、炉を温めてから着火するようにしていただいているようであり、今後も時間を十分に設けて投入するようしていただきたい。</p> <p>(事務局)</p> <p>脱臭炉の着火から汚泥の投入までは30分ほどの時間を設けている。引き続き十分に温めてから投入するよう注意していく。</p> <p>(B 委員)</p> <p>環境測定が7月と11月の2回である理由はあるのか。</p> <p>(事務局)</p> <p>あさぎり苑の業務マニュアルの中で環境測定は年2回、原則7月と12月に行うと定めている。ただし、分析に要する時間の都合やデータを取りまとめる関係で12月実施分については11月に実施している。</p> <p>(A 委員)</p> <p>資料記載の測定の時間などについては、業者からの報告をもとに作成しているのか。</p>	

(事務局)

そのとおりである。

ここで環境測定については前回の委員会でいただいたご質問について、分析業者に問い合わせたので報告する。分析する項目によって、採取方法が決まっている。例えばアンモニアの場合は、敷地で採取する時は1分間に10ℓを5分間吸い込んで、液体にくぐらせ吸着させるが、乾燥炉の場合は1分間で2ℓを15分間吸い込んで液体にくぐらせている。このように、分析する項目によって採取方法が決まっており、分析する項目により固体に吸着させたり、袋にそのまま採取する場合などがあり、測定時間のばらつきとなって報告される。

また、測定は細かい時間帯で行っているが、表ではすべてを記載できないので、各項目で開始時間と終了時間を記載している。

(A 委員)

次回からは資料に載せる環境測定については、過去の分を含めて、当日の気象情報を記載していただきたい。

(事務局)

次回から記載する。

(2)あさぎり苑の業務量について

○質疑応答

(A 委員)

データの尿汲取量は減っているがゼロにはならない。例えば人がいなくなった家などの汲取りはどうするのか。

(事務局)

尿の汲取りは電話等で申し込みを受け付けている。人が不在となった家についても同様である。以前、汲取りに関するアンケート調査を実施したところ、下水につながらない理由の多くは高齢化や跡継ぎがない等であった。一方で啓発活動の効果もあり、年に数軒は下水に接続していただいている。また、工事現場等の仮設トイレの汲取りは、1回の汲取量は多くないが、件数は多く今後も無くなることはない。

(C 委員)

乾燥肥料の配布数が昨年比べて減っているのはなぜか。

(事務局)

肥料の材料となる脱水汚泥の水分量が多い状態があり、あえて予約数と生産数を減らしているためである。実際に、4月と7月に脱水汚泥の水分量が多く、乾燥肥料の作成に適さないため、作成日及び配布日を変更したことがあった。乾燥肥料は依然として申し込みがある状況で、例年は60人から70人の申し込みがあるが、今年は50人から60人程度に減っている。

(D 委員)

脱水汚泥はどのように最終処分するのか。

(事務局)

脱水汚泥は乾燥させて重量を 1/4 に減らした後、加古川等の最終処分場へ業者により運搬し、そこで肥料等に活用されている。

あわせて、前回の委員会でご質問をいただいていた竹チップ混入に係る臭気測定時の測定業者での乾燥肥料の保管方法については、測定業者に確認したところ、設定温度22℃の検査室内で保管しているとのことである。

(A 委員)

乾燥汚泥の焼却処分は行っていないのか。

(事務局)

現在、焼却処分は行っていない。

(3) 公害モニター報告内容について

(事務局)

モニター報告の中で、重油の燃焼ガスに関する報告が寄せられており、煙突を延伸する等の対策を講じてほしいとのご要望をいただいた。煙突の延伸については耐震性等により困難である。

他の対応策が無いか調査したところ、環境に配慮した硫黄成分の少ない低硫黄重油が海洋船舶等での利用で注目されており、メーカーに問い合わせたところ、あさぎり苑の乾燥設備にも使用できるとのことであった。そこで、8月からは A 重油から低硫黄重油に変更して使用している。8月以降は重油の燃焼ガスに関するモニター報告は受けていない。

○質疑応答

(A 委員)

モニターからの報告について、異常なしについても報告してほしいと要望しており、今回の報告内容はそれを踏まえた内容になっている。

(E 委員)

モニター報告で臭気が何度か報告されている。原因は風で臭気が押し出されたためとなっているが、出入りしている業者も含めてマニュアルが遵守出来ていないのではないかと。

(事務局)

業者については、主に浄化槽汚泥投入業者が出入りしている。浄化槽汚泥投入室の出入口付近にはセンサーがあり、車両が接近することで、センサーが反応して内側の遅いシャッターが開ききった後で、外側の速いシャッターが開いて車両が進入する。車両が進入し

た後は、外側の速いシャッターがすぐに閉まり、内側の遅いシャッターが閉まるようになっている。車両が出発する際は、センサーで内側の遅いシャッターが開ききってから外側の速いシャッターが開き、車両が退出した後は同様に外側の速いシャッターがすぐに閉まるようになっており、投入室内の臭いが極力出ないようなシステムで運用している。

脱水汚泥の搬出入口のシャッターは職員が2人組で操作しており、出発時は外側の遅いシャッターが開ききってから内側の速いシャッターを開け、車両が出発する。車両が出発した後すぐに内側の早いシャッターを閉めることで、シャッターの開いている時間を極力短縮している。ただし、搬入する際には後ろ向きで入庫するので、切りかえし等で時間がかかり、比較的シャッターが開いている時間が長いと、風がその間に進入し、臭気が押し出されているものと考えている。

(A 委員)

シャッターの開閉を気をつけても現状の施設では、構造上臭気が出ることはある。トラックのミラーがひっかかっていたため時間がかかっていたのを見たことがある。施設の見直しも考える必要があるかもしれない。

○全体を通した質疑応答

(A 委員)

以前業者のバキューム車が自治会で決めている通行禁止の道を走っていたことがあった。後で聞いたところ新しい業者と運転手で、通行禁止のことを知らなかったという。地域とのルールを業者が守っていただかなければ困る。きちんと周知・指導を徹底していただきたい。また、指導したデータ(記録)が残るようにしていただきたい。

(事務局)

業者に対する周知徹底を引き続き行う。

(A 委員)

汚泥は人間が生活をする上で必ず発生するものであり、作業は今後も細心の注意を払って進めていただきたい。

(D 委員)

小学生の見学等はあさぎり苑では行っていないのか。また、見学等で配布するような、子どもでも施設の概要が分かるような資料等があればいただきたい。

(事務局)

あさぎり苑では見学等は現在行っていない。施設の概要が分かるような資料を後日作成して配布する。

(B 委員)

業者は何社出入りしているのか。

(事務局)

出入りしている業者は浄化槽汚泥を運搬・投入する業者であり、9社が登録している。6社が市外の業者である。脱水汚泥の搬入とし尿汲取は市が直営で行っている。

4 その他

(1) 第2回生活環境保全委員会開催日程について

(2) 次期委員の推薦について

5 閉会

以上